

# 分析結果報告書

厚生労働省登録検査機関  
(食品衛生法第38条)  
一般社団法人

京都微生物研究所



〒607-8326 京都市山科区川田御出町14-1  
TEL (075) 593-3320

検査責任者: 常定 妙江



(株)オー・ド・ヴィ

様

当研究所に依頼された試料について行った分析結果は下記のとおりです。

受付年月日	2026年1月13日	受付方法	持込	
製造年月日	2026年1月9日			
試料名称	京ぼとる/京ぼとる彩			
特記事項	-			
分析項目	単位	分析結果	定量下限値	分析方法
アンチモン	mg/L	0.0002未満	0.0002	昭和34年12月28日厚生省告示第370号 (ミネラルウォーター)
カドミウム	mg/L	0.0003未満	0.0003	昭和34年12月28日厚生省告示第370号 (ミネラルウォーター)
水銀	mg/L	0.00005未満	0.00005	昭和34年12月28日厚生省告示第370号 (ミネラルウォーター)
セレン	mg/L	0.001未満	0.001	昭和34年12月28日厚生省告示第370号 (ミネラルウォーター)
銅	mg/L	0.01未満	0.01	昭和34年12月28日厚生省告示第370号 (ミネラルウォーター)
鉛	mg/L	0.001未満	0.001	昭和34年12月28日厚生省告示第370号 (ミネラルウォーター)
バリウム	mg/L	0.1未満	0.1	昭和34年12月28日厚生省告示第370号 (ミネラルウォーター)
ヒ素	mg/L	0.001未満	0.001	昭和34年12月28日厚生省告示第370号 (ミネラルウォーター)
マンガン	mg/L	0.005未満	0.005	昭和34年12月28日厚生省告示第370号 (ミネラルウォーター)
六価クロム	mg/L	0.005未満	0.005	昭和34年12月28日厚生省告示第370号 (ミネラルウォーター)
亜塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06	昭和34年12月28日厚生省告示第370号 (ミネラルウォーター)
塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06	昭和34年12月28日厚生省告示第370号 (ミネラルウォーター)
クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002	昭和34年12月28日厚生省告示第370号 (ミネラルウォーター)
クロロホルム	mg/L	0.002	0.001	昭和34年12月28日厚生省告示第370号 (ミネラルウォーター)
残留塩素	mg/L	0.01未満	0.01	昭和34年12月28日厚生省告示第370号 (ミネラルウォーター)
シアン	mg/L	0.001未満	0.001	昭和34年12月28日厚生省告示第370号 (ミネラルウォーター)
四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002	昭和34年12月28日厚生省告示第370号 (ミネラルウォーター)
1,4-ジオキサン	mg/L	0.004未満	0.004	昭和34年12月28日厚生省告示第370号 (ミネラルウォーター)
備考				

# 分析結果報告書

厚生労働省登録検査機関  
(食品衛生法第29条)  
一般社団法人

京都微生物研究所



〒607-8326 京都市山科区川田御出町14-1  
TEL (075) 593-3320

検査責任者: 常定 妙江



(株)オー・ド・ヴィ

様

当研究所に依頼された試料について行った分析結果は下記のとおりです。

受付年月日	2026年1月13日	受付方法	持込	
製造年月日	2026年1月9日			
試料名称	京ぼとる/京ぼとる彩			
特記事項	-			
分析項目	単位	分析結果	定量下限値	分析方法
ジクロロアセトニトリル	mg/L	0.001未満	0.001	昭和34年12月28日厚生省告示第370号 (ミネラルウォーター)
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004未満	0.0004	昭和34年12月28日厚生省告示第370号 (ミネラルウォーター)
ジクロロ酢酸	mg/L	0.003未満	0.003	昭和34年12月28日厚生省告示第370号 (ミネラルウォーター)
ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002	昭和34年12月28日厚生省告示第370号 (ミネラルウォーター)
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004	昭和34年12月28日厚生省告示第370号 (ミネラルウォーター)
ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001	昭和34年12月28日厚生省告示第370号 (ミネラルウォーター)
臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001	昭和34年12月28日厚生省告示第370号 (ミネラルウォーター)
亜硝酸性窒素	mg/L	0.004未満	0.004	昭和34年12月28日厚生省告示第370号 (ミネラルウォーター)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.02未満	0.02	昭和34年12月28日厚生省告示第370号 (ミネラルウォーター)
総トリハロメタン	mg/L	0.01未満	0.01	昭和34年12月28日厚生省告示第370号 (ミネラルウォーター)
テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001	昭和34年12月28日厚生省告示第370号 (ミネラルウォーター)
トリクロロエチレン	mg/L	0.0004未満	0.0004	昭和34年12月28日厚生省告示第370号 (ミネラルウォーター)
トリクロロ酢酸	mg/L	0.003未満	0.003	昭和34年12月28日厚生省告示第370号 (ミネラルウォーター)
トルエン	mg/L	0.02未満	0.02	昭和34年12月28日厚生省告示第370号 (ミネラルウォーター)
フタル酸ジエチルヘキシル	mg/L	0.007未満	0.007	昭和34年12月28日厚生省告示第370号 (ミネラルウォーター)
フッ素	mg/L	0.08未満	0.08	昭和34年12月28日厚生省告示第371号 (ミネラルウォーター)
プロモジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001	昭和34年12月28日厚生省告示第373号 (ミネラルウォーター)
プロモホルム	mg/L	0.005未満	0.005	昭和34年12月28日厚生省告示第370号 (ミネラルウォーター)
備考				



